

平成 2 1 年 5 月 1 4 日  
教育委員会会議室（秀栄ビル 2 階）

# 平成 2 1 年第 9 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成21年第9回立川市教育委員会定例会

- 1 日時 平成21年5月14日(木)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 3時06分
- 2 場所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階)
- 3 出席委員 中村 祐治 宮田 由香  
田中 健一 古岡 邦人  
澤 利夫

署名委員 古岡 邦人

- 4 説明のため出席した者の職氏名  
教育長 澤 利夫 教育部長 近藤 忠信  
教育総務課長 小林 健司 学務課長 岡部 利和  
指導課長 樋口 豊隆 学校給食課長 石井 雅隆
- 5 会議に出席した事務局の職員  
教育総務課庶務係 久保 義彦 鈴木 啓史

## 案 件

### 1 協議

- ( 1 ) 学校給食費の改定について ( 答申 )
- ( 2 ) 第 3 次基本計画について
- ( 3 ) 学校教育振興基本計画 ( 仮称 ) について
- ( 4 ) 教育センター構想について

### 2 報告

- ( 1 ) 新型インフルエンザについて

### 3 その他

平成21年第9回立川市教育委員会定例会議事日程

平成21年5月14日  
教育委員会会議室

- 1 協議
  - (1) 学校給食費の改定について(答申)
  - (2) 第3次基本計画について
  - (3) 学校教育振興基本計画(仮称)について
  - (4) 教育センター構想について
  
- 2 報告
  - (1) 新型インフルエンザについて
  
- 3 その他

---

開会の辞

中村委員長 平成21年第9回立川市教育委員会定例会を開催いたします。

署名委員には古岡委員、お願いいたします。よろしいでしょうか。

古岡委員 はい。

中村委員長 よろしくお願いいたします。

本日は、協議4件、報告1件、その他については後ほど確認いたします。

ということで進めていきたいと思えます。

では、近藤教育部長、お願いいたします。

近藤教育部長 本日、図書館長急用のため、教育委員会は誠に申し訳ありませんけれども欠席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

中村委員長 清水図書館長は本日、欠席でございます。

---

協 議

(1) 学校給食費の改定について(答申)

中村委員長 それでは早速、協議に入っていきたいと思えます。

初めに、学校給食費の改定について(答申)を協議いたしますので、ご説明をお願いいたします。石井学校給食課長、お願いいたします。

石井学校給食課長 それでは、学校給食費の改定について(答申)についてご説明します。

本市の学校給食費につきましては、小学校は平成5年12月の改定以来、中学校は平成9年10月の給食開始以来、食材の厳選、見積み合せによる価格競争などを行いまして、今日まで据え置いてまいりました。学校給食は栄養バランスを適切に考慮するなど、一定水準を満たす必要がありまして、昨年度来の一般食材の値上げに加えまして、相次ぐ食に関する事件等の影響で国産食材の高騰が続き、献立の工夫等様々な対応策で対処しているところでありますが、国産・無添加を原則とします本市の学校給食にとりまして、その運営は非常に苦しい状況になっています。

このような状況のなか、学校給食に使用する食材料は学校給食費で負担するものであり、安心・安全で栄養バランスのとれた給食水準を維持するため、平成21年2月19日、学校給食運営審議会に学校給食費の改定について諮問いたしました。

同審議会につきましては委員18名で組織されておりまして、その内訳は市民公募2名、市立学校長6名、保護者6名、関係行政機関職員1名、学識経験者3名で構成されています。審議につきましては2月19日、3月21日、4月28日の3日間に分けて行われました。審議会では、立川市の学校給食費の変遷、食材高騰による同一献立を作った場合の平均一食単価の推移額、学校給食に使用しているおもな食材の契約単価の推移、食材費高騰に対処するために実施しております献立面等での工夫内容、また、審議の過程で提出が求められました平

成 19 年度の給食水準を維持するための必要額、他市の給食費の状況、給食の残量調査結果等の資料に基づき、全委員から意見をもらいながら慎重に審議が行われました。

審議の中で委員から、「給食は安全であるべきで、今後も安心・安全な食材を使用するべきである。」「バラエティに富んだおいしい給食の提供が必要である。」「地元野菜等について、多少高くても新鮮さ、安全性に加え、食育の観点からも使用を進めていくべきである。」「長年にわたり給食費の改定が行われていなかったこともあり、改定することはやむを得ない。」「残菜を減らす工夫を行うべきである。」「これだけ様々な工夫をしている状況においては、改定はやむを得ないし、保護者に説明を十分行えば理解してもらえるのではないか。」「給食費の未納解消にも努めていく必要がある。」「事務局から提示されました平成 19 年度給食水準を維持するために、必要額を改定額にすることが妥当である。」等の意見に対しまして、平成 21 年 5 月 1 日に学校給食費の改定についての答申がありました。

答申書につきましては、その通知を事前に皆様に送付してございますけれども、ここで改めて読み上げさせていただきます。

平成 21 年 5 月 1 日

立川市教育委員会 殿

立川市学校給食運営審議会  
会長 福田 一平

学校給食費の改定について（答申）

平成 21 年 2 月 19 日付立教給発第 2009 号で、諮問を受けたこのことについて、慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申します。

#### 記

##### 1 答申

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達に資するもので、適切な栄養摂取により健康を維持増進し、食事についての正しい理解、判断力、望ましい習慣を養い、学校生活を豊かにすると共に学校における食育の推進等を目的としています。

この目的を達成するためには、学校給食は定められた栄養摂取の基準を満たしたものであることは当然のことながら、安心・安全で多様な食材を適切に組み合わせて提供すべきものであると考えます。

昨今の食材価格の高騰に加え、度重なる「食」の安全を脅かす事件の影響等により食材の国産志向が高まると共にこれらの価格の高騰が続ぎ、安心安全のため国内産食材を原則としている立川市の学校給食事業の運営は非常に厳しい状況にあると認識します。様々な工夫を凝らした献立等でしのいできているものの、給食の食材費は給食費から賄われるものであることから、現行の給食費の金額で、これまでの給食内容を維持し、安全な学校給食を提供し続けることは、困難な状況となっていると認識いたします。

本審議会では、諮問のありました内容について、食材単価の推移、同じ献立を推移した食材単価で作った場合に算出される平均一食単価、食材高騰に対処するために実施している献立面での工夫、他市の給食費の状況等の報告を受け、鋭意検討を重ねてまいりました。

その結果、安心・安全で栄養バランスがとれ、多様な食品を適切に組み合わせたおいしい給食を提供していくため、給食費の改定を行わざるを得ないものと判断いたしました。

改定額については、審議の過程で提出を求めた学校給食費必要額(平成19年度の献立を平成21年度の食材単価を用いて作った場合に算出される金額から算定したもの)にすることが妥当であるとの結論に至りました。

なお、小学校の低学年及び高学年の改定額については、中学年の給食摂取基準を基に低学年及び高学年の給食摂取基準を勘案し、それぞれを算出するものとし、給食費を改定する場合は、保護者に対する説明を十分に行うよう申し添えます。

また、食材費は給食費から賄われるものであることから給食費の未納解消に向けた一層の努力を望むとともに、児童生徒の適切な栄養摂取のためにも残食を減らす工夫を図りたい。

本答申により立川市の学校給食の更なる充実が図られることを強く期待します。

## 2 答申の理由について

立川市の学校給食事業は、小学校は20校のうち8校が単独校方式、12校が共同調理場方式、中学校は全9校が給食と家庭からの弁当のいずれかを選択できる弁当併用外注給食方式で運営し、学校給食費は、小学校は平成5年12月の改定以来、平成9年度の消費税率改定時にも改定せずに15年間、中学校給食は平成9年10月の実施以来11年間にわたり価格を据え置いています。

また、給食費は全て給食用の食材購入のために使用されています。これは、学校給食法第11条で、学校給食の実施に必要な施設、設備に要する経費及び人件費など、給食の運営に要する経費は市が負担し、その他の経費(食材費)は学校給食を受ける児童・生徒の保護者が負担するものとされているためです。平成20年度に入ってから食材価格は大きく値上がりし、学校給食で使用している主な食材135品目の平成20年4月の単価は平成19年4月に比べ平均で1.15倍、平成21年4月の単価は平成19年4月に比べ平均で1.21倍と高騰しています。

このような厳しい状況に対して、立川市の学校給食は「食材の厳選」や「見積り合せ」による価格競争の強化に加え、同じ栄養価でも安い食材の使用、デザート回数の減や1回の使用量の減、揚げ油の使用回数増、一食単価の安い献立の提供回数増等「献立の工夫等」で対処している現状の説明を受け、これらの対応はもはや限界にあり、これを続けることは学校給食法で求める学校給食の水準の維持は図れないものであると考えます。

一方で、ここ数年、中国産食材への薬物混入や産地偽装問題など「食」に関する事件が相次ぎ、安全かつ安心して食べられる食材への関心が高まっています。立川市では、安全で衛生的かつ良質な食材を円滑に調達するために「学校給食用材料調達事務要綱」を定め、使用する食材は国産・無添加を原則としてきました。また、食の安全確保と食育推進を考慮し、給食用食材は市内生産物を優先するなどの地産地消にも努めていますが、価格面においては

非常に困難な状況にあることは、保護者の理解を得られるものと思われま

す。学校給食は、安全で栄養のバランスを考慮した食事を提供することにより、児童・生徒の発育や健康増進を図るとともに、正しい食習慣の形成、好ましい人間関係の育成等「食育」の分野も担い、教育活動の一環として実施されなくてはなりません。

以上の内容を踏まえ、本審議会では、現行の給食費ではこれまでどおりに学校給食を安全においしく児童・生徒に提供することが困難な状況にあると認識し、給食費の改定を行うことはやむを得ないものとの結論に至ったところであります。

なお、審議の過程で学校給食費必要額についての提出を求めました。この金額は、極端な「献立の工夫等」での制約を行わずに提供することができた平成19年度の給食献立を、平成21年度の食材単価を用いて作った場合に算出される金額から算定したものであります。安心・安全で栄養バランスを配慮し、多様な食品を適切に組み合わせたおいしい給食を提供していくため、改定金額は、この金額が妥当であるとの結論に至りました。

学校給食費必要額といたしまして、これは小学校給食費でございます。飲用牛乳代を含みます。現行の金額が、中学年でございますが、単独校が一食単価220円、月額が3,750円。調理場校につきましては、中学年が一食単価215円、月額が3,650円。

必要額といたしまして、単独校につきましては一食単価が245円、月額、参考といたしまして4,150円。調理場校につきましては239円、月額4,050円。

現行との差額につきましては、一食単価25円の増でございます。月額は400円でございます。調理場校につきましても24円の増で、月額といたしまして400円の増でございます。

中学校給食費につきましては、飲用牛乳代を含まない金額でございますけれども、現行金額が一食単価265円。

必要額といたしまして、一食単価287円。

現行との差額につきましては、22円の増でございます。

答申の内容は以上でございます。

なお、学校給食課といたしましては、学校給食費についての改定を行いまして、平成19年度の給食水準を確保いたしまして、安心・安全で栄養バランスのとれたバラエティに富んだ学校給食を提供してまいりたいと考えています。

なお、改定額につきましては、小学校給食費については低学年、中学年、高学年とも単独校も調理場校も月額400円となっております。中学校給食費につきましては一食につき22円となっております。

改定時期につきましては、原則といたしまして平成21年9月の実食分から施行したいと考えております。

改定にあたっては、保護者及び市民の皆様にご理解をいただくために、広報紙及び市のホームページに掲載するとともに、学校を通じて保護者への文書配布等行って周知徹底を図っていけると判断いたします。



以上のとおりでございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

中村委員長 ご説明ありがとうございました。経過、背景について、答申文について、それから学校給食課としての考え、3点についてありました。

それでは、答申についてはどうこうということは後にして、審議経過、内容あるいは答申文等について質問がありましたら受けたいと思いますので、お願いしたいと思います。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 審議の中で、欠席された方がいらっしゃったときの、審議の工夫をされたと聞いていたのですが、どのようにされたのですか。

中村委員長 石井学校給食課長、お願いいたします。

石井学校給食課長 ご指摘のとおり、審議会は3日間行われました。出席者につきましては、2月19日が14名、3月27日が12名、4月28日が13名ということでございまして、欠席された委員の方がいらっしゃいましたのは事実でございます。意見的な話といたしましては、その場をやむなく欠席されている方につきましては、どういった考えでいらっしゃるかとか、お話として伺ったことはきております。

中村委員長 ほかによろしいですか。ご質問等は、ほかにないと認めてよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それでは答申について、尊重する方向で確認してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 それではこれで協議(1)学校給食費の改定について(答申)の協議は終わります。

付帯感想ということで発言を許しますので、宮田職務代理、お願いいたします。

宮田委員 いろいろ答申で皆様ご協議いただいてありがとうございました。

食事はやはり楽しくおいしくいただきたいと。子どもたちの健やかな成長を守る学校給食は、食費の改定のみによらず、今後もさらに様々な工夫と努力が必要であると考えます。学校給食への依存の意識といいますか、期待感といいますか、そういったものも今後多く知っていく必要もあるのかなというふうに感じます。やはり子どもたちは自由に飛びまわりますので、一日どんな物を食べているのか、食べ方。それから大人として、では子どもたちにどういうものを食べさせるのかという視点があると思います。食べ方、食べさせ方ということで、学校の教育活動の一環とはいえ家庭の教育活動の一環でもあるということで、子どもという視点からしますと、やはり教育という視点であればあるほど両方ともの視点を兼ね備えていきたいかなというふうに感じました。

今後とも様々なところで努力が必要かと思えますけれども、よろしくお願いいたします。

中村委員長 感想でございますので、そういうふうを受けとめておきたいと思えます。

それでは協議(1)を終了いたします。

---

協 議

(2) 第3次基本計画について

中村委員長 続いて協議(2)に入りますが、協議議題(2)から(4)につきましては、本日は自由にご意見を言っていただきまして、その意見をもとにして事務局で(2)から(4)についての具体案を今後作成していただくというふうにしていきたいと思っております。今まではどちらかと言うと、事務局がつくってきた案を我々が審議したということでしたけれど、そうではなくて、事務局が基本的な考え等を出す前に、我々がきちんとした意見を申し述べて、それに基づいて基本計画とか、あるいは振興基本計画を作成していただくという手順にしていきたいと思っておりますので、皆さんの忌憚のない、活発なご意見をよろしくお願いしたいと思います。

前置きは以上にいたしまして、(2)第3次基本計画についてを協議いたしますので、まずは現段階での状況についての説明を受けたいと思っております。

澤教育長、よろしくお願いいたします。

澤教育長 第3次基本計画につきましては、別途に資料を研究会等でお配りしておりますけれども、いよいよ21年度から具体的な策定作業が入っております。全庁的には基本計画の策定委員会、もう既に5回ほど開かれておりますけれども、市長が委員長の策定委員会というのがございます。その下に各部課長で構成する分科会があります。

それからもう一つは、策定の市民会議というのがありまして、これが今現在、6月末に提言書の骨子をまとめようということで、市民会議として動いております。状況としてはそういう状況の中で、我々として、次のお話にもなるかと思っておりますけれども、特に第3次基本計画の中の教育分野の課題をどういうふうに整理するか、そういうところを今日は皆さんで意見を交換していきたいと思っております。

中村委員長 状況についての説明は以上ですが、我々の意見を市で作成する基本計画策定に向けて、できる限り反映させたいということでやっていきたいと思っております。

それでは第3次基本計画を作成するうえで、事務局が現段階で捉えている現状と課題とか、あるいはその方向性について、ご説明お願いできればと思っております。

澤教育長、よろしくお願いいたします。

澤教育長 今現在、だいたい8回まで教育関係の分科会等が開かれていまして、この間、行政評価のときに皆さんに見ていただいたと思っておりますが、その施策の部分は今、全体の現状と課題、方向性等の庁内の討議が行われているということで、その中間的なものについて聞いていただきたいと思っておりますけれども、例えば生涯学習社会の実現というところでは、市民交流大学等では非常に若い世代の参加が少ないのではないかと指摘があったり、あるいは市民推進委員会が設置されているのだけれど、まだ自立性が低いのではないかと。もう一つは、やはり行政主導の色合いがまだまだ強いのではないかと。それから、各学校施設などの既存の公共施設の生涯学習分野の利用が十分でないという、そういう現状の指摘がありました。

そうしたなかで課題としては、若い世代も参加しやすい内容にすべきではないかと、あ

るいは受講者から指導者に移るべきではないか。それから、市民の人材の不足が課題になっているのではないかという指摘。あるいは身近なところで気軽に相談できるような環境づくりも課題ではないかというようなことが幾つか挙げられています。

それを受けた形で今、その分科会で議論しているのが、誰もが参加しやすい講座を開設すべきではないか。指導者を育成する仕組みづくりをすべきではないか。ボランティア活動等参加しやすい整備や環境づくりが必要なのではないか。それから、先ほどの学校等については、本来の機能に加えて生涯学習などの地域開放を前提とした施設づくりも必要なのではないか、そういう方向性が今議論されています。生涯学習社会の実現については、その辺の議論があります。

中村委員長 一応大まかなところだけ続けていただいて、必要でしたら質問を受けて、ご説明を追加していただくような形で進めていきたいと思えます。時間の関係もありますので。  
澤教育長 2つ目の大きな柱としては、やはり家庭教育の支援をどうしていくのかというのが大きな命題としてありまして、現状としては、家庭、保護者の養育力が低下しているのではないかということ。それから、少子化によって保護者同士のつながりが少し減っているのではないかということがあります。それから、仕事等によって保護者と子どもとのふれあいが減っているのではないか。核家族化がありまして、下校時に一人である子どもが多いという現状があるのではないか、そういう現状分析がありました。

それに対して、保護者の意識あるいは指導力の向上は必要なのではないか。もっと保護者への家庭教育への情報提供をすべきではないかという課題がありまして、今後の方向性の議論の中では、親力という言葉を使っていますが、親力をつけるための交流の場と、専門家の設置を進めていくべきではないか。それから、意識の乏しい保護者に対しては、やはり啓発する、工夫する、強化する、そういう方向が必要なのではないかということが今議論されております。

それから主だったところだけ言いますが、学校教育の充実のところですけども、問題点、現状としては、立川の学校教育の基本的な方向性が示されていないのではないか。これは次の議題にも大きく関わりますけれども、学校教育振興基本計画には新しく出してない、そういうことも言われています。それから、やはり新学習指導要領が全面実施される状況もあるということ。それから、これは次の次の議題になりますが、教育センターの機能が不十分なのではないかということの指摘。教員の資質向上も求められているのではないか。不登校の件数も固定級のほうが多いのではないかという現状の指摘。その中で地域ボランティアの参加が進められていることも事実であること。それから、学校全体の質の向上も求められているのではないか。学校施設、設備の老朽化が進んでいる状況、そういう問題点が幾つか指摘されて議論されております。

課題としては、教育委員会、学校、家庭、地域が一体となった教育を実現していくべきではないか。それから、生きる力、語学、そういった分野での教育の取り組みをしっかりとっていく課題があるのではないか。教育相談、特別支援教育、就学指導あるいは教員研修の体制

を整備すべきであるということ。それから、地域ボランティアの参加の方法ももう少し周知すべきではないか。全児童に対する安全対策あるいは学校に対する第三者評価も課題ではないか。学校施設の改修、改築、施設の改善等も大きな課題なのではないかということが認識されております。

今後の方向性としては、学校教育プラン、これは後ほどの学校教育振興基本計画に相当するものと思いますけれども、こういうものをきちんと策定して教育ビジョンを示していくべきではないか。それから、教育センターのあり方を伝えてほしいということ。インターンシップあるいは地域ボランティアの参加を進める仕組みづくりをしていくべきではないか。学校評議員制度による学校評価の仕組みづくり。それから学校施設の耐震化を含めて改修、改築、改善の速やかな実施をすべきではないかという方向性が議論されております。

高等教育機関等の活用ということで、これは立川基地跡地へ移転してきた教育研究機関の活用は現状としてはまだまだ不十分ではないかという指摘と、市内外の近隣大学の活用が不十分ではないか。産・官・学の連携をさらに深める必要があるのではないかという現状の問題点ということが出ています。課題として、やはり関係各機関と市民双方のニーズを考慮した市の役割をきちっと明確化するべきではないかということが課題に挙げておられて、今後の方向性としては、各教育研究機関への協働事業の推進と市民への情報提供を進めていくべき。それから、近隣大学と連携した地域住民への学習機会の提供をもっとやっていくべきではないか。ネットワーク多摩という組織がありますが、この活性化をすべきだというような方向性が出ています。

学習スポーツ活動につきましては、現状としては、少し先ほどの生涯学習にかえりませけれども、講座をコーディネートできる市民が少ないという点があります。それから、地域学習館や学習等供用施設の管理運営の市民参加がまだまだ不十分なのではないか。図書館等の施設の配置基準の問題、開館時間の平日夜間の延長が求められている現状があること。開館時間の拡大を求める。土曜日の開館に伴う職員配置をどうするのかということ。あるいはレファレンスに対する職員の差異があるのではないか。貸出期間等を経過した返却の対応が不十分なのではないか。それから、子どもの読書離れが進んで学力低下の要因となっているのではないかという現状の問題点等の指摘があります。

それに対する課題としては、学習のほうでいきますと、学習活動の行政主導から市民主導へ移行すべき課題があるのではないかということ。それに対して方向性としては、市民が主体的に講座等学習活動を企画運営する仕組みづくりをもっと進めていくべきではないかという意見もあります。

あとは、図書館関係では上砂、栄町地区の未整備の問題があるし、中央、高松、柴崎、エリア重複の問題もあるということ等々が挙げられております。あとは、先ほどの督促のところでは、14日経過以降の督促が機能していないという課題があるのではないか。子どもの読書の質の向上が課題ではないかということがありまして、今後の方向性としては、やはり図書館の配置基準をきちっとつくっていくべきではないか。管理運営方式を見直すべき。中央

館と図書館の役割を明確化すべきではないか。子どもが読書の魅力や楽しさを感じ、読書が習慣となるような施策を進めるべきというのが方向性として出ています。

以上、もっと細かいものもあるのですが、特に生涯学習社会の実現、家庭教育の支援、学校教育の充実、公共教育機関等の活用、学習スポーツ活動についての現状など挙げられています。

中村委員長 それでは、特に教育委員会が主に所管しているところ及びそれに付帯するものについての概要だけを説明いただきました。現状、課題及び方向性についてご説明いただきましたので、何でも結構ですからご意見をどんどんくださればと思いますので、どうぞおっしゃってください。特に市長部局との関連ということが大事ですので、学校教育の充実等について、後の協議議題に入っていきますけれど、何かあったらおっしゃってください。

澤教育長。

澤教育長 私が思うのに、ここで20年11月に市民意向調査という世論調査が実はできておりまして、これは何のためにやっているかと言うと、第3次基本計画をつくるために市民の意向をきちっと把握しようということをつくっているわけですが、その中で、住み良くしていくために重点的に進めていくべき施策というのが市民から出ておりまして、これは前回の平成15年との比較で、5年前との比較ができるようになっているわけですが、その中でいきますと、やはり一番大きいのは高齢者福祉の充実が大きいわけですが、教育関係でいきますと、やはり児童福祉、子育て支援、これはちょっと別のセクションになりますけれども、それらも前回19.1%が28.5%ということで、子どもに向けた施策を求めていると思います。それから、学校教育の充実という項目があるのですが、これも前回調査では12.2%の方が回答していましたが、今回の調査では13.6%ということで、これも上がっていると。重点的に進めるべき項目として挙がっているということが読み取れると思います。

それらを見ていくときにもう一つ注目すべきは、相当の数の意見、807件の意見をいただいています。数的なアンケートは別として、記述式の自由意見のアンケートをもらってまして、これが807件ということで、教育文化の振興については75件いただいております。主なところで申し上げますと、内容はまた後でお読みいただきたいと思います。生涯学習社会の実現で9件、先ほど説明した中では学校教育の充実で14件、高等教育との連携についてはありませんでした。学習、スポーツ活動では23件、家庭教育の支援ではありませんでした。

そういう意見が出ているということで、この辺も読んでいきますと非常に政策的な示唆に富んだところもございますので、私としては、こういうところもきちっと読み取って、教育委員会としてもメッセージを出すべきではないかというふうに思っています。

中村委員長 協議ですので、私も司会を兼ねて意見をいろいろ言っていきたいと思いますが、その前に、まず皆さんからあればどんどん言っていただきたいと思います。田中委員、どうぞ。

田中委員 第1節の生涯学習社会の実現、ここで幾つか申し上げたいと思いますが、一つは、先ほど教育長のほうから報告がございましたように、市民交流大学については、自立性の問題としてこれが今後やはり課題になると思うのです。そういうなかで、第3次基本計

画を策定するにあたって、どこまでが教育行政が担うのか、どこまでが市民交流大学が担うのか、そのあたりの段階的な住み分けをして、ゆくゆくは市民交流大学が自立性を持ち、主体性を持って活動できる。そういう施策をしっかりと打ち出さないと、ずっと依存してしまうということが非常に危惧されるわけですね。そうすることによって当初の目的、方針に沿わないと。そういうことを非常に懸念します。

中村委員長 市民交流大学という非常にいい組織が、あるいは事業ができたのだけれど、そのときに主体的な活動をしていくのは大事だけれども、ただそこをきちんとしていくためには行政がどれだけバックアップしていくかという、そのところをもう少し明確しておく必要があるのではないかとということですか。

田中委員 そうですね。それもありますけれども住み分け、つまり市民交流大学は非常に、行政上の部分が活動の中で一部見られるわけですね。ですから、ここは市民交流大学の運営のほうでおやりくださいと、こちらは教育行政が担いましょうと。ゆくゆくは市民交流大学が主体的に運営していく、そして自立性を持たせていくと。そういうことをここ数年の計画の中に盛り込んでいくということが必要ではないかなと考えます。

中村委員長 きょうは意見の言いつぱなしでいいと思いますが、それに対して反論も含めて、あるいは別の視点から見てありましたらどんどんおっしゃっていただきたいと思います。ほかの項目でも結構です。自由で結構です。

学校教育の充実については、今7つの項目で一応できているのですが、確かな学力、豊かな心の育成あるいは健康、安全の充実とかニーズに応じた教育の支援に関しても、これを誰がやるかということ、やはり学校、教員がやってくるわけですね。そうしたときに、さっき挙げた指導力の向上、教師力の向上あるいは授業力の向上というのをメインに打ち出していく必要があるのではないかと。今言った7つの裏にやっていくということが大事だけれど。

というのは、立川の場合は非常に研究を盛んにやっていて、それが授業力アップ、指導力、教師力アップにつながっているのだけれど、ただそれが共有化されていないとか、後で教育センターとか学校教育振興計画にもからんできませんけれど、是非、骨子のほうにもそれをアピールするためにも、項目としてきちんと打ち出す必要があるのではないかなという感じがしているのですね。それは表立って出ていないので、裏のアクションというか、その下の施策段階で出てくるのですよね。ですから、これは市との関係において意見を述べさせていただきます。

田中委員、どうぞ。

田中委員 今の学校教育について中村委員長のほうからお話が出たのですが、先ほどの教育長の話にも少しふれますけれども、3点ですが、1つは、今、立川で小中連携を中学校中心に進めて、かなり成果が上がっているわけですね。そういうなかで、さらに小中連携から小中一貫教育、そちらをある程度定めてカリキュラムの編成をしていく必要があるのではないかと。併せて、小中一貫のなかでも特別支援教育、これが極めて遅れるのですね、どうしても、どの地域でも。ですから、立川市としては小中一貫、特別支援教育の充実をやはり今後、何

か年か計画で進めていってはどうかなと思っております。

2 目ですけれども、先ほど教育長もおっしゃっていましたが新学習指導要領、これが完全実施ということで、教科書もこれからそれぞれ選定に入るわけですが、そういうなかで特に英語教育、これが新しく入ってきているわけですね。そういうなかで各教科の教科書あるいは副教材の改訂、整備、それも今後進めていかないと、新学習指導要領に沿った教育活動がちょっと遅れてしまうかなと思っております。

最後ですけれども、本市の場合ですと学校評議員制度が非常に活発に、また、その意見を入れながら学校改革をずいぶんしているわけですね。そこからもう一步、112 ページに出ているのですが、学校運営協議会等の教育の新たな動きの効果も検討すると。ですからこれについて学校運営協議会等の教育の新たな動きの効果、それを今後検討し進めていく方向で検討されてはいかがでしょうか。学校教育については、以上です。

中村委員長 3点ですね。

学校教育そのものについては後ほど学校教育振興基本計画で話し合いがありますので、特に市との関連について、基本計画は行政別に教育文化の振興ということで現状では11 節にわたって成っていますね。これを一人の人間の生まれてから生涯をまっとうするまでということを見ると、学校教育と他部局とのつながりというのも非常に微妙な問題がたくさんあるわけですね。

ですから是非、今後審議を進めていくときには、生まれてから生涯を終えるまでなどと言ったらちょっと悪い表現かもしれませんが、一生を通して、一人の人間に焦点をあてて、どういうふうに行政が関わっていくかという個人の成長過程といいますかライフステージに応じた見直しというのも、事業別だけではなくて、特に教育の場合は縦横いろいろ絡みますので、そういうことも是非、会議で進めていっていただきたいと思っております。

田中委員。

田中委員 今、中村委員長がおっしゃった中で、ちょっと関連するかもしれませんが、ひとりの人の成長過程をずっと追っていく、そういう中では学校教育の期間が非常に大事なわけですね。そういうなかで、従来ですと学校と家庭と地域社会と、これ連携でやったのですが、もう一步進めて、連携から融合という方向へ今後進められればいいかなと思います。

例えば、学校教育の中ですと職業経験なり職業体験がありますね。それによって地域の商店街なり企業なりと連携をしながら、ある面ではキャリア教育の推進をしていると。そういう何かできるところから学・社融合の方向をより積極的に進めていくことによって先ほど委員長がおっしゃった、ひとりの人間の成長に大きく寄与するのではないかと、そういうふうに考えます。

中村委員長 ありがとうございます。

そういう点ではやはり主体的にも行動できる大人と、まだ人格が完成していない子どもへの行政との関わりというのは違ってくると思うのですが、そうしたときに、特に立川の場合は学校と地域と保護者との連携というのは、他地区よりも非常に綿密にできていると。

ですから、それだけに特に地域とか保護者に絡んでは他部局との事業その他多いわけですね。先ほど発言したのは、それとの整合性を基本計画を作っていく段階でよろしくお願ひしたいという意見を先ほどは申し述べたわけです。

澤教育長、お願いします。

澤教育長 家庭教育の問題については、今日この後、意見交換会をやります。そのときに、今、中村委員長おっしゃったような地域教育といいますが、その辺の問題も含めて少し勉強を深めていきたいというふうに思いますけれども。

中村委員長 誤解を受けてはいけないので、意見交換会というのは、我々のあくまでも勉強会で、勉強会をしたことでここで協議をしていくというので、それも皆さんに、公の場に協議している姿を見せていただく。ただ、勉強会をしないでいきなり議論といっても、議論がかみ合わなかったりなどするのですが、基礎勉強をまずしておこうというのが意見交換会でございます。

どうぞ、澤教育長。

澤教育長 生涯学習社会の実現のところ、何回か市民交流大学に出させてもらっている中で、市民の担い手といいましょうか、なかなか増えないというか、若い人が増えない。一部若い方が参加していただいています、先ほど問題提起をした部分がありますが、やはり指導者層というかリーダー層、どうしてもやむを得ない部分があるのかもしれませんが、どうも生涯学習という年齢の方だけのというイメージになりがちなのですが、実はそうではなくて地域の教育、また地域の教育の話に入ってきてしまいますが、この辺の視点も必要なのではないかと。そうしないと、いつまでも年齢の方に頼ったままという、そういうふうな点でどうなんだというような感じもしないでもない状況がありますね。

中村委員長 田中委員。

田中委員 今、澤教育長おっしゃった観点というのは非常に大事な観点だと思うんですね。やはり一つの試案として市民交流大学と学校教育との連携、それができないかどうか。つまり市民交流大学の中で、例えば文化伝統を振興する講座があればそういう人を学校に派遣すると。今回の新しい学習指導要領でも文化伝統を重視していますので、そうやることによって市民交流大学の役割は大きい。それと児童生徒が理解するというので非常に大事なと思いますし、あと、環境教育についても同じようなものですので、是非、市民交流大学の人材と学校との連携をより深めていったらどうかと思うんですね。

中村委員長 貴重なご意見ありがとうございます。

特にそういう双方向性というのはすごく大事で、一つは立川の場合、学校教育は地域に支えている部分がたくさんありますので、その一つの方法としてのご意見だと思います。また、双方向性という点では学校がそういう方にご援助いただくとともに、市民交流大学で自分の生きがいとか能力開発をしていただくという双方向性も生まれてくると思います。

それでは、もっと時間をかけて審議すべきですがけれども、30分経ちましたので、一応これで第3次基本計画についての協議は終了して、第3次基本計画につきましては、現段階での



協議内容を生かして、次のステップに進めていくようお願い申し上げたいと思います。

特に今のは市長部局とのマッチングの調整というのがすごく大事で、教育の場合、微妙な問題がございますので、教育委員会としての主体性を発揮しながらマッチングをとっていただくというふうに今後進めていただければありがたいと思います。また何回か同じようなことをやっていきますので、一応第3次基本計画については終了させていただきます。

---

## 協 議

### (3) 学校教育振興基本計画(仮称)について

中村委員長 次に(3)学校教育振興基本計画(仮称)について、協議いたしますので、まずは基本計画の位置づけ等についてご説明をいただければと思います。

澤教育長、お願いいたします。

澤教育長 仮称でありますけれども、学校教育振興基本計画というのは、第3次基本計画の理論と非常に連動しておりまして、連動すると言いますか正にそのものかもしれませんけれども、第2次基本計画を総括するあるいは第3次に向けての個別計画というのは、現在市内では21本あります。教育関係はまだほかにもあるのですけれども、第3次基本計画を支える21本の1つがこの学校教育振興基本計画です。

これは今までありませんでしたので、逆に言うと新しく作るという形で、そういう位置づけをまず最初という状況下であって、これについては具体的な議論は初めてと言いましょ、逆に言うと今回が初めてと言っていいかもしれませんけれども、一定の、我々としての事務局的な立場では目指すべき学校教育が一つ教育目標としてあって、その下に基本方針を立てるべきであると。これは今の現行のものも踏襲して4つの基本方針を立てる。その下に基本施策があって、もっと下に具体的な事業が入る、そういうイメージで捉えていただければと思うのですが、教育目標は「やさしい心で社会のために」というのが一つあるわけですが、これは踏襲するとしても、施策展開の方向性としては4つの基本方針を立てていくべきではないかということの事業施策です。

1つ目は、人権尊重の精神と社会の一員としての自覚の育成ということで、やはりまずは人権尊重の精神をしっかりとというのが一つ頭にできています。

2つ目としては、豊かな個性と創造力を伸ばす教育の推進ということを入れております。これはやはり生きる力を育むということが求められておりますので、その背景として基礎・基本的な学力の定着を図ることは当然基本でありますけれども、子どもたちの個性と創造力を伸ばす教育を重視していこうというふうなことが2つ目です。

3つ目は、生涯学習と文化スポーツの振興ということで、これも一つの柱として位置づけるべきではないかということで入れていきます。これは議論があるところかもしれません。

4つ目の基本方針としては、市民の教育参加と学校改革の推進ということで、学校教育のあり方、市民との協働という、市民の教育参加も求めるというところで、立川の場合は延べ1万人以上のボランティアの方が全校入っておりますので、その意味でいけば、先ほ

ど委員長からありましたように、非常に地域の連携は深いのが立川の学校の特色でございます。そういう意味では、透明性の高い、地域の特性に応じた教育行政を進めるところです。

ですから先ほど言ったように、この基本方針がある程度固まればその中で先ほど言った基本的な施策がたぶん20本ぐらいになるかと思えますけれども、施策がぶら下がってきて、その施策ごとにきちんとした、今想定するとだいたい70以上になるかなと思えますけれども、具体的な施策、事業が入ってくる、そういうイメージで捉えております。ですから今日は、今言った基本方針のところをどうするかということです。

中村委員長 ご説明ありがとうございました。

これは例えば生涯学習推進計画とかスポーツ振興計画はあったのですが、学校教育についてはなかったもので、初めてきちんと立ち上げて基本計画を作っていくというもので、きょうはその第一歩の議論ですから、まだ具体的にどうこうということではなくて、説明がありましたとおり、基本的なところについてご意見をいただければということでしたが、あるいはもっと詳しい説明をしるということでも結構ですが、どうぞ自由に言っていただければと思います。基本方針、4つ言っていただきました。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、教育長から4つの基本方針についてお話があったわけですが、これらについては平成12年12月に教育改革国民会議報告を受け、そして近々においては平成20年7月1日、教育振興基本計画閣議決定と。それを受けていろいろと検討されて教育長がおっしゃったと思うのですが、ですから今お話があった4つの基本方針については、私はどれもはずせない基本方針であるというふうに理解しております。ただ、先ほど教育長おっしゃったのですが、具体的な施策、これはまた、いろいろと議論ができればいいなと思っております。

中村委員長 基本方針4つについてはという意見。したがって、もっと先を進めていくというのは、また次回か次々回になるかわかりませんがというご意見でしたけれど、ほかはいかがですか。特に基本方針について。

ですから基本がずれてしまうと下にぶら下がる19の基本政策も具体的事業も狂っていくということで。だけど70になるか幾つになるかわからないのですが、具体的事業が見える形できちんと示してくる逆に言えば基本方針ということにもなりますよね。上から下ろしていくという考えもありますけれども、いろいろな事業がたくさんある中で、それをきちんとまとまった形で学校にわかっていただく、市民の方にわかっていただく一つのタイトルがという、そういう見方もできるわけですね。

澤教育長。

澤教育長 今70と言ったのは、今現実にやっている事業を今の方針に当てはめていくと70ぐらいということなので、例えば生涯学習の文化スポーツの振興というところと言ったのは、例えば体育のところの部分というのは入っていないんです。今現在、なくはないのですが、ただ、学校図書などはここで学校の関係で全部入れました。そういう意味でいけば施策体系としてはうまく学校図書のシステムであるとか、指導支援員ですとか、その辺はある

のですけれども、では、スポーツのほうについてはどういうふうな形でいこうかというそういう議論も少し。どういう施策を展開していくのかというところは少し弱いのかなという気もしています。

中村委員長 田中委員。

田中委員 今、教育長が指摘された部分というのは生活、生涯学習、文化スポーツですか、この分野からも出ているのですが、そういう部分だけではなくて、先ほどおっしゃった基本方針の2つ目、「豊かな個性と創造力を伸ばす教育の推進」のことが出されました。先ほど教育長がいろいろな施策をぶら下げるその下からのものとおっしゃったけれど、具体的には私はそういう中で、この2の基本方針については立川は非常に努力しているので、より一層職場体験あるいは就業体験を通して社会生活の基盤形成、そういうものをやられるといいのかなとか、あとは、先ほど申し上げたのは文化伝統でありますけれども、文化芸術の体験、そういうものを強力に押し進めながら、豊かな人間性あるいは感性を育てていくと。

あとは体育の部分で先ほどおっしゃったわけですが、運動習慣もきちんと、ここで豊かな個性の一環として進めていくことによって体の基盤形成が可能ではないかと、そんなふうに考えております。

中村委員長 ありがとうございます。

澤教育長。

澤教育長 今のところでいけば、基本施策を章立てしていくと、田中委員おっしゃったように、職業体験等によるというのは今現在、職場体験学習とキャリア教育というのをやっているんで、その辺は施策に出てくるので、それだけでいいのかという議論があります。

もう一つは、日本の文化伝統の話でいけば、小学校の社会科の副読本あるいは英語活動、取り組みとしては幾つかありますけれども、では果たしてそれだけで施策展開いいのかというところの部分もやはり議論をいただきたいところです。

中村委員長 田中委員。

田中委員 そのあたりは具体的に研究して意見を出していきたいなと思います。

中村委員長 先ほど言った4つの基本方針も、私も大方オーケーだと思いますが、ただ、基本方針の3つ目におっしゃった生涯学習と文化スポーツの振興とか、あるいは4つ目の市民の教育参加と学校改革の推進等については、やはり立川らしさというのを出していく必要があると思うのですね。立川のよさというのはたくさんありますから、それがきちんと事業体系に載っていくということも非常に大事で、それはやはり地域というのがキーワードになるし、そして地域は学校をどう支えていくとか、あるいは一生、ライフステージに応じてどういうふうな地域と関わりを持っていくかということにもなっていくと思いますので。

澤教育長。

澤教育長 その辺のタイトルも含めてもう一回、方向性としてはこれでいいとしても、ふさわしいものにしていくためにタイトルは必要かもしれません。

中村委員長 ですからタイトルというのは見えやすいということも大事だと思いますので。

基本方針については、きょうは協議ですから結論は出しませんが、だいたいよろしいと。ただ、課題はいくつか出てきましたが、今後またそれは基本方針のもとに基本施策をどうするかとか、具体的事業をどうするか、次回あたりから場合によってはペーパーが必要になってくるかもしれませんね。

どうぞ、澤教育長。

澤教育長 これに関しては学校現場のほうの意見というのが大事なので、その辺の意見集約の仕方、あるいは先ほど庁内での議論というのは第3次基本計画の一つの個別計画ですので、その辺のすり合わせもしていく必要があるので、教育委員会としては、ここだけでどうこうというのではなく、もう少し幅広く議論をしていった結果をまたこちらにもってくると、そういうことなので。

中村委員長 広く皆さんのご意見を踏まえながらということですが、基本的なことはやはり我々が主体性を持ってやっていかなければいけないと思います。

本日の協議内容、皆さんからいただいたご意見をもとにしながら、具体案の作成について事務局でよく取り組んでいただきたいと思います。それに基づいて基本施策とかあるいは具体的事業をもうちょっとどうするかということについて進めていきたいと思っておりますので、この学校教育振興基本計画（仮称）についての協議は、ここで終了させていただきたいと思います。

---

## 協 議

### （４）教育センター構想について

中村委員長 それでは（４）教育センター構想についてを協議いたします。

現状と課題及び今後の方向性などについて、事務局で現状考えているお考えなどございましたらお願いしたいと思います。澤教育長。

澤教育長 これは新しい問題というよりか、かなり昔から議論されている問題でありまして、これは議会を含めていろいろ議論されております。教育委員会でも平成13年ごろですか、相当踏み込んだ議論をされていたのですが、なかなか実現に至らなかった部分がありまして、できれば今回、この教育センター構想、しっかり打ち出していく必要があるだろうということで、教育委員会として議論してほしいなと思っております。

教育センターは、他の区市を調べますと、基本的には一箇所に集められている機関を普通、教育センターと呼ぶのですね。立川の場合は、どちらかという現状では教育センターという建物は設置しておりませんが、他市の教育センターを見ますと、だいたい8つぐらい機能があるのですね。立川市も一箇所にないというだけで、独立した機能はあるんです。例えば、教育相談室は錦学習館にありますし、適応指導教室もそれぞれで開設しています。あるいは科学教育センターも第八小学校に置いているということがあります。

問題は、教育センターとしては必須であります教員の研修室であるとか、教育関係の資料室というのが全く立川にはないので、いつも市民会館を間借りさせていただいてやったりと

か工夫しているのですが、その辺のあたりを当面の方策としてはきちっと議論すべきではないのかなということがあります。将来的な点も中期的な点も、一元化とかいろいろな話があるでしょうけれども、当面やはりその辺をしっかりやっていきませんか、少なくとも100名規模の研修あるいは校長会等の会議ができるところぐらいは設置をしていきたいということが。あとは、各部会等は学校でやっていますけれども、全体的に集れるところということでいけば、そういうところを設置をというのが今、検討すべき点だと思っています。

中村委員長 現状についてのご説明がありました、どうぞご意見を。

田中委員、お願いいたします。

田中委員 今、教育長から説明がありましたように、関係機関について、ランチに充実した機能、それを果たすということは極めて大事なことですし、学校関係については非常にありがたいことであるわけですが、一体何をどうそこに、ランチにしていくか、これが大きな課題でいま教育長がおっしゃったと思うのですが、そういうなかで、私は基本的には2つ考えられるわけですね。

1つ目は、教員関係含めた機関については、できれば立川市教育センターに設置していただけたらと思います。例えば教員研修室、第一研修室、第二研修室を設けて、第一研修室は小規模の研修及び会議が行われる。第二研修室は大規模な研修及び会議が行われる。今、教育長がおっしゃった教育関係の資料、これもやはり同じところがないと。これが適応指導教室「たまがわ」にありますサポート校に教育関係の資料があると、非常に使用が難しい、時間的にも物理的にも。そういう点では一箇所に集められたらどうかということが1つあります。

2つ目ですけれど、教育関係から、「たまがわ」等の適応指導教室、第八小学校で行っている小学校の科学教育、それはやはりこちらのほうに移設してはどうかと思っています。それはなぜかということ、地域的に非常にあそこは環境がいいんですね。自然環境がすばらしい。あと、プラネタリウムを将来設置するとすると、やはり第八小学校近辺がいいかなと思っています。

中村委員長 ありがとうございます。

私からも言わせていただくと、先ほど地域が学校と非常に連携が深いというのが立川の特色だとお話申し上げましたけれども、29校すべて研究をきちんとやって、公開授業をやっているというのが立川の大きい特徴で、他市と比べても授業力はすぐれていると思います。しかしそれが立川全部に共有化されていないとか、せっかくいい研究をしても個々で終わってうずもれているという問題。

ですから、先ほど教育長から現状のところでありましたとおり、まず教員の研修室とか資料室はこれはもう早急に設置していく必要があるだろう。立川の場合は以前からこの問題は審議されていて、なかなかできなかったのですが、ここで何とか見通しができてきたので、箱物をどうか理想はどうというよりも、まずそこを一步踏み出すということがものすごく大事ではないかと。踏み出しながら理想に向かって整備していくと。一方で理想論を語るの

も大事だと思いますが、だけどもまずは教員の研修室とか資料室とか、あるいは研究も含めて、サポートセンターも含めてまず一歩踏み出していくと。箱物をどうするのかというのはまた次の問題でいいかなという感じを私は意見として持っています。

ほかにいかがですか。田中委員、お願いします。

田中委員 関連して、今、中村委員長がおっしゃったように教育関係資料については非常に重要なもので、先生方が新しい情報を手元に置いて、そして子どもの教育を理解していくと。そういうふうなことは極めて大事ですし、ですから教育情報、教科用図書、あと、学校関係の研究資料、報告書、学校だより、それらをきちんと置くことによって他の学校から学ぶと。そういうことが非常に有効だろうと思うのですね。

あわせてもう一つ、私が進めたらどうかと思うのは、学校教育の研修室とか情報教育研究室。これは先生方も含めて情報についての学力差が大きいのですね。特に安全・安心のそういう部分はなかなか意識が統一されていない。そういう面では、単なる技術を生かしてどうこうもありますけれども、それに対して安全・安心、セキュリティの問題。そういうことも含めて、できれば教員研修の1年次研修、2年次研修、3年次研修、4年次研修までは必要だなと。それと同時に、管理職の情報管理の研修、これも情報教育研修室で行えたらなと。

中村委員長 ですから、現状でもやっているけれども、そういう部屋等、資料を整えることによってより充実していくのではないかというご意見ですね。

田中委員 そうですね。あわせてそこに講師を招いてやれば、そうすれば小・中学校29校が意識を同じように持ちますから。

中村委員長 ありがとうございます。情報教育というお話があって、今、インターネットで自由に情報がとれる時代であるけれども、やはり手元に資料があって、紙の資料を見ながら先生方、研究するというのもものすごく大事だと思いますので。

澤教育長。

澤教育長 21年度の校長会とかいろいろな研修会とかは全部、参加人員をたしていくと5,000人以上を超えるのですね。だから、そういう意味では早急に手当できるところをやっていきなと思いますね。

中村委員長 指導主事の方もそういう点で会場確保その他でご苦労なさっていると思いますので、そういう会場確保でご苦労なさっている時間を別の面で学校に振り向けていただくと、よけい学校も指導主事の方の関わりが多くなるということもあると思います。

ほかはないですか、よろしいですか。

〔発言する者なし〕

中村委員長 では、議論は不十分のまま進んでいますけれども、これは先ほどと同様で、教育センター構想についても中途半端みたいですけれども、一応協議を終了いたしまして、本日出た皆さんの協議内容を受けて、また、これを校長会などにも意見を聴取したうえで、さらに基本構想をステップアップさせて、具体的な構想案の作成というところに入っていきなと思いますので、事務局のほうでよろしくお願い申し上げたいと思います。

時間の短い中でちょっと苦しかったのですが、協議（４）を終了いたします。

---

## 報 告

### （１）新型インフルエンザについて

中村委員長 次は報告が１件ございますので、それを進めていきたいと思えます。

（１）新型インフルエンザについて、近藤教育部長、お願いいたします。

近藤教育部長 それでは最初に、私のほうから新型インフルエンザに関する市全体の、全庁的な動きを説明させていただきまして、引き続きまして、学務課長より教育委員会の対応についてご説明をさせていただきます。

まず、４月２８日の火曜日でございますけれども、WHOによる警戒レベルが６段階の内のフェーズ４になったということで、第１回危機管理対策会議が開催されました。この時点におきましては、メキシコ以外に死亡者はなく、警戒レベルもフェーズ４ということでありましたので、立川市新型インフルエンザ行動計画に基づきまして、海外発生期の市の対応が協議内容でございました。具体的に申しますと、情報の収集、市民への情報提供。それから、相談体制につきまして決定をいたしまして、同日、即座に実施いたしました。

詳細を簡単に申し上げますと、情報収集につきましては健康推進課と生活安全課。それから全職員への周知徹底。これにつきましては手洗い、うがい、そして海外渡航への注意呼びかけでございます。市民への情報提供につきまして、この日からホームページを立ち上げております。あわせて、広報でございますが、５月１０日号の市の広報の一面に載せていく、それらにつきましても決定されております。

教育委員会といたしましては、後ほど詳しい説明はありますけれども、同日、各学校、校長、副校長宛に周知徹底、市のホームページに情報が掲載されたという内容をメールで送付させていただいております。

それから、４月２９日はお休みでしたので、４月３０日の水曜日、早朝でございましたけれども、テレビで一斉に警戒レベルがフェーズ５になったと、そういう情報もございましたので、第２回危機管理対策会議が開催されております。メキシコ以外に、アメリカでも死亡者が出たということになりましたので、今度は国内での発生を想定しました対策についての協議をいたしました。

その結果を踏まえまして教育委員会といたしましても、各学校に対して手洗い、うがいなど、そういう呼びかけるチラシを全児童生徒に配ったほうがいいと、そういうふうな協議内容がございましたので、３０日、各学校のほうに配布依頼をさせていただきました。それから教育委員会、これは教職員も職員も含めてなのですが、既に海外に行った職員、また教職員、これから連休中に行く職員、教職員、これらについてはきちっと把握していく必要があると。これは全庁的な問題でございますけれども、総職員の海外渡航への情報把握、これをしていく、それが決定をされております。

それから連休中、ゴールデンウィークがありましたので、連休中に国内あるいは都内で感

染者が発生するという可能性もございましたので、発生した場合の対応、教育委員会、たくさん施設を持っておりますので、教育委員会の中で、もしも国内あるいは都内で感染者が出た場合、どういうふうな緊急対処をとっていくか、これらにつきましても教育委員会各部署のほうで検討をいたしました。その検討結果を、危機管理対策会議が対策本部に格上げになりまして、午後の対策本部のほうで教育委員会の連休中の対応につきましてのご報告をしております。

それから連休明けになります。不幸中の幸、連休中は国内発生者はおりませんでしたので、施設につきましてもは閉館したところはありません。5月7日、連休明けでございますけれども、第2回の感染症対策本部が開催されまして、成田空港で4名の感染者、水際で一応把握できたということになりました。この日を境に、国内発生も視野に入れていこうと、そういう確認がされております。

また、この第2回の対策本部の中で、これは各全庁的な部署で手洗いができる場所につきましてもは、石けんが実際にあるかどうか、それらにつきましても全庁的に調べようということになりまして、教育委員会も、学校も含めまして全部の施設につきましても調査した結果を報告しております。教育委員会の関係では学習等供用施設、地域学習館含めまして全部、石けんが置いてある、そういう報告をしております。

なお、連休中につきましてもは、健康推進課と生活安全課の職員が必ず出勤しておりまして、連休中、市への問い合わせは合わせて3件あったという報告がありました。

全庁的な動きにつきましてもは以上でございます。

引き続きまして、学務課長から報告をさせていただきたいと思っております。

中村委員長 岡部学務課長、お願いいたします。

岡部学務課長 それでは、お手元に資料がお配りしてございますけれども、この資料に基づきましてご報告いたします。

先ほど部長から、4月28日に危機管理対策会議を開催して、職員向けの通知を出したというお話があったと思いますが、これは右に と書いてあります「新型インフルエンザへの対応について」というものでございます。これについて各学校、校長、副校長宛にメール及びファックスでお送りしたところです。

それから右肩に とありますが、これが4月30日の第2回危機管理対策会議で出された資料でございます。これを各学校にファックスとメールでお送りして、同資料を全児童生徒に持たせまして保護者へお知らせしたところです。

につきましてもは、これは東京都から、海外から帰国した児童や生徒及び教職員について、東京都のほうに連絡をしてもらいたいということがございましたので、これに基づきまして各学校へ教育長名で調査依頼をしたものでございます。これにつきましてもは、5月7日から明日15日金曜日まで毎日調査をしているところです。この調査の結果を、「立川市小中学校海外帰国児童生徒調査」とありますが、これにまとめてございます。

申し訳ないのですが、先ほどまた追加の報告が学校からありまして、資料には小学生、6



小学校で計10人とありますが、これを7つの小学校で計12人とご訂正をお願いいたします。それから小学校の内訳として、中国、グアム以下アメリカ、中国とありますが、その下に韓国に5月2日から5月6日まで、2人の児童が行っていたという報告が先ほどありましたので、追加をお願いしたいと思います。

中学生につきましては1人、韓国・中国への渡航がございました。

教職員につきましては1人、オーストラリアに行っております。

これにつきましては、今朝9時までの段階で、いずれも発熱等の症状がないということで、こちらのほうも胸をなでおろしているところです。ほぼ全員、いわゆる潜伏期間が過ぎたのかなというように考えております。一部、まだ潜伏期間が過ぎていない者もおりますが、そのような状況でございます。

先ほど部長からもお話ししましたが、ホームページ等でお知らせしたものを としてお手元にお配りしてございます。これと一緒に中国語、英語、ハングルでも新型インフルエンザに関するお知らせ、注意点等を各国語で表現したものを同じくホームページでもお知らせしてございます。

報告は以上です。

中村委員長 ありがとうございます。質問ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 大変だと思いますけれど、先ほども にありましたけれども、冷静な判断も必要でしょうけれども、やはり現状把握と万全の対策については十分やっつけているということで、今後ともよろしくお願いしたいと思います。

それでは、報告を終わります。

---

#### その他(1)

中村委員長 その他にいきます。その他3件です。

それでは、樋口指導課長、お願いいたします。

樋口指導課長 指導課から、4月29日、昭和の日、休日でございますが、実施をいたしました第1回情報モラル教育推進イベント、「ケータイ電話やインターネットの利用について家庭でのルールを考えてみませんか」についてご報告をさせていただきたいと思っております。

指導課での新しい取り組みということで実施をさせていただきました。

昨今、子どもたちが携帯電話のメール、インターネットを利用する機会が急速に増えておりまして、インターネット上のいじめの問題、違法・有害情報に起因するトラブルが発生するなど、子どもたちの生活スタイルや環境づくりの面で大きな影響を与えているような状況が全国的にもございます。

本年4月1日に、青少年インターネット環境整備法、正確には青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備に関する法律も施行されました。この法律には、第6条に保護者の責務が示されまして、簡単に申し上げれば、インターネットの利用のルールを子

どもと決めて、しっかり見守ることが大切であるということを示されております。このような機会を捉えまして、保護者の皆様や学校をご支援いただいている皆様を対象にして、家庭における携帯電話、インターネットを利用するルールづくりなどについて、考えていただく一助にしたいとこのイベントを企画いたしました。

当日、参加者総勢 20 名ほどでございました。地域の方、学校評議員の方、PTAの方、ネットご利用の方、また、大学生の方、そして市議会議員の方のご参加をいただきました。

当日、内容は資料でお示ししてございますように、私から情報モラル教育について 1 時間ほど、そして今回は K D D I、C S R 環境推進室の方から、「インターネットの有害情報から子どもを守る」というような講演、2 時間の内容で実施いたしました。

当日の様子がマイテレビで報道されておりますので、30 秒程度でございますけれども、ご紹介させていただきたいと思っております。

(ビデオ上映)

中村委員長 ありがとうございます。引き続きまして、樋口指導課長。

樋口指導課長 4 月 29 日は大変天候も良く、祝日でございますので、私も立川の駅に降りましたときには大変不安であったのですが、本当に熱心にご参加をいただきましてありがたかったなというふうに思っております。

今もございましたが、7 月 5 日日曜日に第 2 回情報モラル教育推進イベントを、やはり同じ女性総合センターで開催をする予定にしております。内容は、第 1 部はまた、私からお話をさせていただいて、第 2 部の講演では全国のウェブカウンセリング協会の会長でいらっしゃいます安川雅史さんをお招きしてございます。

また、7 月 27 日月曜日でございますけれども、立小研、昨年から夏季全体研修、つまり小学校の全教員が集っての全体研修を昨年度から実施しておりまして、昨年は私から人権教育の推進、統括指導主事から新学習指導要領についての講演を行いましたけれども、本年度はこの情報モラル教育について小学校の先生方に向けてお話をさせていただきたいと思っております。

立小研の全体会のほうではもうひとつ、文部科学省の教科調査官がいらっしゃいまして、新学習指導要領の実施についての理解ということでの研修を決めております。これは立小研の研究と私どもでタイアップして昨年度からそのような形で実施をしているということでございます。

また、当日 4 月 29 日もお話をさせていただいたのですけれども、もしよろしければ地域の皆様にあるいは P T A の会合で私自身が出向いて出前講座を行いますので、ご連絡くださいということをお話しております。昨年も人権教育のテーマで実施をしておりますけれども、今年度は人権教育の推進と情報モラル教育の推進で私自身が出向いての出前講座を行いたいと思っております。今 2 校ほど P T A からご相談をいただいておりますので、今年度もそういう形で実施をしながら、地域や保護者の皆様への啓発、十分取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

中村委員長 ありがとうございました。質問ございますか。

〔「ありません」との声あり〕

中村委員長 現代の大人が学校で習わなかったことが起きているという現象ですので、こういう情報モラル教育推進イベントについて、また第2回目以降もお忙しいと思いますがよろしくお願ひしたいと思ひます。

その他、1件目は終わります。

---

#### その他(2)

中村委員長 2件目は近藤教育部長、お願ひいたします。

近藤教育部長 5月12日に、教育委員の皆様方にはファックスを送付させていただいておりますけれども、本日、学校給食の時間が遅延した小学校の保護者の方々を対象にして、お詫びの文書を出しましたので、報告させていただきます。

以上です。

中村委員長 よろしいですか。

では、2件目を終了いたします。

---

#### その他(3)

中村委員長 3件目は小林教育総務課長、お願ひいたします。

小林教育総務課長 本日、清水図書館長、欠席ですので、図書館からのお知らせについて、私のほうからご報告申し上げます。

チラシをお配りいたしましたけれども、裁判員制度、この資料になります。

ここに書いてありますように、4月20日の東京地裁・家裁立川支部開庁記念ということで、立川市の中央図書館の2階におきまして、5月12日から5月31日の間、裁判員制度の内容と東京地裁・家裁立川支部についての企画展示を実施しております。興味のある方は是非お出でください。

中村委員長 裁判員制度についてのチラシのご説明がありました。よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

中村委員長 では、その他3件、終了いたします。よろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

---

#### 閉会の辞

中村委員長 それではこれもちまして、平成21年第9回立川市教育委員会定例会を閉会いたします。きょうは長時間にわたりましてどうもありがとうございました。

次回、平成21年第10回立川市教育委員会定例会は5月28日木曜日、13時30分からということで、委員の皆さん、よろしくお願ひ申し上げます。

午後 3時06分閉会

署名委員

.....

委員長